

## 4 陳情第 1 号

4 陳 情 第 1 号	執行機関と業者の癒着に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 4 年 1 月 6 日受理、令和 4 年 3 月 1 日付託
陳 情 者	新宿区荒木町————— —————

## ( 要 旨 )

都市計画部建築指導課監察調査担当とパナソニックホームズ株式会社の癒着について、また本人の同意を得ない個人（陳情者）データを第三者に提供したことについて、区長は調査の上、然るべき処分をしてください。

## ( 理 由 )

陳情書（3 陳情第 3 9 号 荒木町における建築物の道路斜線に関する陳情）にも一部記載されておりますが、道路斜線に抵触している旨、令和 2 年 8 月 3 1 日に都市計画部建築指導課監察調査担当へ電話連絡したところ、日を置かず 9 月 5 日に該当建築物の施工業者であるパナソニックホームズ株式会社・東京東支社・特建開発支店の担当者が平面図（配置図）を持参の上、来訪し建築確認済証のとおり道路斜線に抵触していないと述べて、帰っていきました。

このことについて、当時の建築指導課長は監察調査業務をパナソニックホームズ株式会社に委託契約していたのか、建築指導課監察調査担当の担当職員とパナソニックホームズ株式会社に癒着があったのか、時系列で追っていくと不思議な気がしております。

事実経緯だけでも癒着は明らかであり、その実態が贈収賄に至るものであれば刑事事件になります。

また、パナソニックホームズ株式会社の担当者が「建築確認済証のとおり道路斜線に抵触していない」旨、説明に現れたことから、建築指導課監察調査担当の担当職員による個人データ（陳情者の）提供も明白であり、「個人情報保護法」、「新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例」、等に抵触しています。

以下、補足いたします。

- 1 文書表（3 陳情第 3 9 号）では、「令和 2 年 8 月 3 1 日と 9 月 5 日に監察調査担当へ連絡をして」とありますが、具体的には、令和 2 年 8 月 3 1 日に陳情者が建築指導課監察調査担当へ電話をし、同年 9 月 5 日に施工業者パナソニックホームズ株式会社の担当者が来訪しております。その後、同年 9 月 7 日に、再び建築指導課監察調査担

#### 4 陳情第 1 号

当（8月31日と同一人）へ電話連絡しております。

2 さて、（3陳情第39号）については、先の環境建設委員会において、担当課長から「建築基準法に違反していない」旨の回答を引き出して頂きましたので、これを以て陳情者に対する執行機関の処分（不作為の成立）とみなし、審査請求を検討中であります。

3 請求の内容は、今回の処分は2A緩和適合有り、過去の処分（陳情者を含む確認済証5件）は2A緩和適合無しですので、相反するものとなり処分として整合性はありません。さらに行政の継続性を欠くものです。因って今回の処分の正当性を問う請求になります。

4 なお、整合性がないことは、「建築確認済証番号—————」の配置図からも読み取れます。配置図には「隣地建物2階建専用住宅」と記載がありますが、この陳情者の建物の南側現存の3棟も2階建てです。

荒木町は小規模住宅用地ですので、この地域の建て主ならどなたでも3階建て（床面積を少しでも確保）を望むものですが、2A緩和適合が無い処分なので、3階建ては建築できなかったのです。

当時の建築指導課担当者が「2A緩和適合無し」の指導をしているのです。陳情者は設計事務所を通じて担当者に尋ねております。

おそらく担当者の判断のみでは行政の継続性が担保されませんので、その旨のコンセンサスまたは方針を課内でつくり、それに沿って処理していたのです。つまり、過去の処分と今回の処分の整合性がないことは、目視のみでも十分に確認できるのです。